

答 申

1 審査会の結論

埼玉県監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和6年12月5日付け監査第493-2号（以下「本件処分」という。）で行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和6年11月26日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別紙に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） 本件開示請求に対し実施機関は、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにせず公文書不開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、同年12月16日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4） 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月25日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第394号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （1） 審査請求の趣旨
本件処分に係る不開示決定を取り消すとの裁決を求める。
- （2） 審査請求の理由

以下の理由により、「開示請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合」非該当である。

ア 同趣旨の開示請求に対し、一部黒塗りで開示されている。

イ 開示請求人のドメイン・固有名称等を黒塗りにすればよいだけである。

ウ B C Cに利害関係のない第三者のメールアドレス（とある公的機関のもの）が入れられており、既に特定の日時に特定個人が埼玉県監査委員あてに連絡をした事実は公知の事実となっている。

（３） 反論書の趣旨

実施機関の「特定の個人が特定の日時に監査事務局あてに mail 送付した事実の有無を明らかにする」ことが、不開示情報を開示することになる場合に該当するとの主張に反論する。

４ 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （１） 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- （２） 公文書開示請求は、県民全てを対象に開示されることを目的としているため、請求人に対して開示（部分開示）するのであれば、他の県民に対しても同様に当該文書を公開することとなる。
- （３） 審査請求人の求める文書を開示することは、特定の個人が特定の日時に埼玉県監査事務局あてに電子メールを送付したという事実の有無を明らかにするものとなり、監査請求人が不利益を被る可能性がある。
- （４） 審査請求人は「B C Cに利害関係のない第三者のメールアドレス（とある公的機関のもの）が入れられており、既に特定の日時に特定個人が埼玉県監査委員あてに連絡をした事実は公知の事実となっている」と主張しているが、当該文書を受領した者が他の一般人に対して公開した事実は認知されていない。よって、利害関係のない第三者に電子メールを送付したことをもって、「公知の事実になっている」とはいえない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求された公文書の存否を答えることは、特定の日時に特定の個人が埼玉県監査委員あてに連絡をした事実の有無（以下「本件存否情報」）という。）を明らかにするものであり、条例第10条第1号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにせず本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求を行ったことから、当審査会では、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

イ 条例第10条第1号該当性について

実施機関が不開示理由として示す条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・略・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・略・）」

・・)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。本件開示請求で審査請求人が開示を求めている情報は、特定の日時に特定の個人が埼玉県監査委員あてに連絡をしたという内容であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例第10条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書イの該当性について検討する。同号ただし書イは、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに開示することとしている。審査請求人はB C Cに利害関係のない第三者のメールアドレスが入れられており、公知の事実となっていると主張するが、これが法令若しくは他の条例により公にされているものではないことは明らかである。また、慣行としては、公にすることが慣習として行われていることであり、電子メールにより特定の第三者に送信されたことがこれに該当するということはできない。

よって、条例第10条第1号ただし書イに該当するとはいえず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、本件存否情報を条例第10条第1号に該当するとしたことは妥当である。

ウ 小括

以上のことから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することになることから、条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないとして行った本件処分は妥当である。

(3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するもの

ではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、松村 好恵、田畑 麗菜

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月25日	諮問(諮問第394号)を受け、弁明書の写しを受理
令和8年 2月19日	審議(第三部会第197回審査会)
令和8年 3月19日	審議(第三部会第198回審査会)
令和8年 4月23日	審議(第三部会第199回審査会)
令和8年 5月28日	答申

別紙

開示請求する公文書の名称又は内容

2, 直接提出の提出日当日、監査請求人から送付された〇〇〇〇〇送信済み 20ばん 連絡事項の受信日時・受信内容が確認できる文書・電磁的記録出力結果copy
